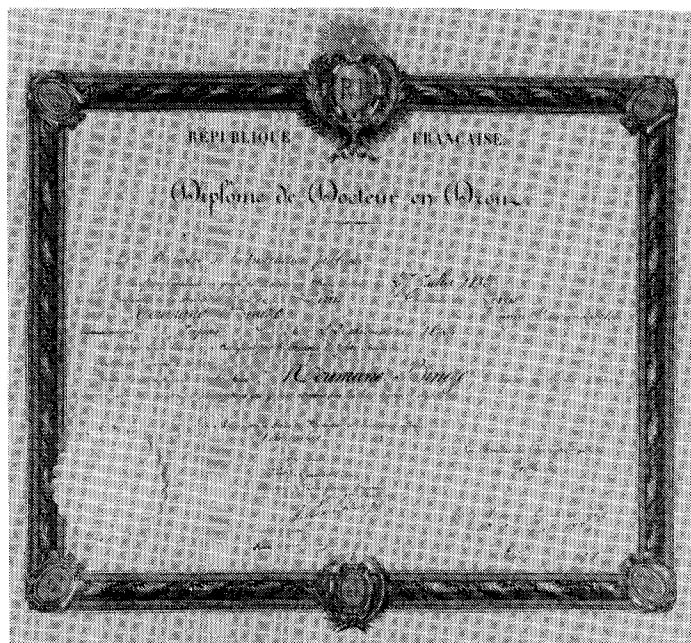
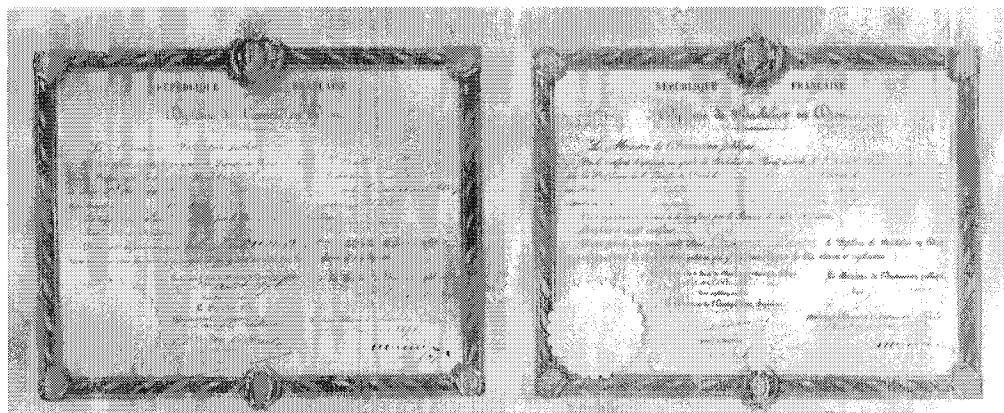


熊野敏三（明治8〔1875〕年司法省派遣生徒）がパリ法学部で
取得した3通の学位記（木村好子氏所蔵）

明治初期、
パリ大学法学部日本人学生の留学記録
（一）



法学博士証書。1883年7月27日論文の口頭試問合格。
同年12月31日付文部大臣署名および官印押捺（証書の
左下方、白色円形上）



法学士証書。1878年8月7日
論文口頭試問合格。同年8月24日付
文部大臣署名および官印押捺

法学得業士証書。1877年8月2日
試験合格。同年10月22日付
文部大臣署名および官印押捺

FACULTÉ DE DROIT DE PARIS

ANNÉE SCOLAIRE 1875-1876.

A partir du mercredi 3 novembre 1878, les Cours de la Faculté auront lieu aux jours et heures ci-après

COURS DE PREMIÈRE ANNÉE.

| | | | | |
|----------------------|--|--|---|--|
| <i>Droit romain.</i> | M. LABBÉ, Professeur, M. GÉRARDIN, Professeur. | Ancien Amphithéâtre, Ancien Amphithéâtre, | Mardi, Jeudi, Samedi, Les mêmes jours, Lundi, Mercredi, Vendredi, | à midi. à 1 heure et 45. à 9 heures et 50. |
| <i>Code civil.</i> | M. COLMIET-DE-SANTÉGNY, Prof. M. BEUDANT, Professeur. | Ancien Amphithéâtre, Ancien Amphithéâtre, | Les mêmes jours, Les mêmes jours, | à 8 heures. |

COURS DE DEUXIÈME ANNÉE

| <i>Droit romain.</i> | M. MACHELAUD, Professeur, | <i>Nouvel Amphithéâtre,</i> | Lundi, Mercredi, Vendredi, à 1 heure et 1/2. |
|--|--|--------------------------------|--|
| <i>Code civil.</i> | M. GIDE, Professeur, | <i>Ancien Amphithéâtre,</i> | Les mêmes jours, à 2 heures et 1/2. |
| <i>Droit criminel et législation pénale comparée.</i> | M. DUVERGIER, Professeur, | <i>Nouvel Amphithéâtre,</i> | à 1 heures et 1/2. |
| <i>Procédure civile.</i> | M. DEMARTEAU, Professeur, | <i>Nouvel Amphithéâtre,</i> | Les mêmes jours, à 1/2 heures et 1/4. |
| <i>Législation criminelle et Procédure criminelle.</i> | M. LEVELLÉ, Professeur, | <i>Ancien Amphithéâtre,</i> | Mardi, Jeudi, Samedi, à 10 heures et 1/2. |
| <i>Procédure civile.</i> | M. COLNET-DIAAGE, Professeur, | <i>Ancien Amphithéâtre,</i> | Les mêmes jours, à 0 heures et 1/4. |
| <i>Législation criminelle et Procédure criminelle.</i> | M. GLASSON, Agrégé, chargé du Cours. | <i>Ancien Amphithéâtre,</i> | Les mêmes jours, à 8 heures. |
| <i>Procédure civile.</i> | M. BONNIER, Professeur, | <i>Troisième Amphithéâtre,</i> | Les mêmes jours, à 0 heures et 1/4. |
| | M. GARNONNET, Agrégé, chargé du Cours. | | |

COURS DE TROISIÈME ANNÉE

| | | | |
|-----------------------------|--|---|---|
| Code civil. | Mr. VALETTE, Professeur, Mr. BUENO, Professeur, Mr. YUATTAH, Professeur, | Nouvel Amphithéâtre, Ancien Amphithéâtre, Nouvel Amphithéâtre, | Lundi, Mardi, Mercredi, Vendredi, à 8 heures. Les mêmes jours, à 1 heure. Mardi, Jeudi, Samedi, à midi. |
| Droit administratif. | Mr. UATHIS, Professeur, Mr. CASSIN, Agrégé, chargé de Cours, Mr. BATAUD, Professeur, | Troisième Amphithéâtre, Nouvel Amphithéâtre, Trocadéro - Amphi- téraire des Archives | Les mêmes jours, à midi. Mardi, Jeudi, Samedi, à 1 heure et 1/4. Mardi, Jeudi, Samedi, à 8 heures. |
| Code de commerce. | | | |

SOMMAIRE DE CHAQUE ANNEE

| COURS DE QUATRIÈME ANNÉE. | | | | | |
|---|---|----------------------|------------------|--|--------------------|
| Code civil. | Deux Cours, au choix de l'Etudiant. | | | | |
| Droit des Gens. | M. CN. GHIAUD, Professeur. M. RENAUD, Agrégé, chargé du Cours. | Nouvel Amphithéâtre, | Mardi, Jeudi, | | à 10 heures et 3/4 |
| Histoire du droit romain et latin contemporain | M. DE VALROGER, Professeur. | Nouvel Amphithéâtre, | Les mêmes jours, | | à 8 heures et 1/2. |

A partir du lundi 18 novembre; les Cours suivants auront lieu aux jours et heures ci-après

| | | | |
|-----------------------------------|--|--|-------------------|
| <i>Economie politique.</i> | M. JATHIEU, Professeur, M. CAUVIN, Aîné, chargé du Cours, | Troisième Amphithéâtre | Mercr., Vendredi, |
| <i>Légitimation industrielle.</i> | M. LYON-CAEN, Agrégé, chargé du Cours, | Troisième Amphithéâtre, <i>à partir du 1^{er} octobre</i> | Mercr., Vendredi, |

卷之三

LES pour la PRÉPAR

PREMIÈRE ANNÉE.

CREAT, de la LICEN

TROISIÈME ANNÉE.

M. CAUWÉS. Agrégé 1^{er} et 2^e examen de licence, mardi, vendredi à 3 heures.
M. RENAULT. Agrégé 1^{er} et 2^e examen de licence, lundi à 2 h. 30, vendredi à 11 h. 30.

gé. . . . lundi, vendredi,

QUATRIÈME ANNÉE.

DEUXIÈME ANNÉE

M. LYON-CAEN, Agrégé . . . lundi, vendredi, à 3 heures et 1/2.
M. CARSONNET, Agrégé . . . lundi, vendredi, à 3 heures et 1/2.

La rétribution à payer pour être admis aux Conférences est fixée par l'art. 1^{er} du décret du 28 mars 1852 à savoir francs. Les Élèves peuvent se faire inscrire pour ces exercices quand il le désirent; mais, mal à quelques époques qu'ils se fassent inscrire, ils doivent payer en une seule fois le prix intégral de soixante francs.

Le Drapeau de la Faculté.

Il a été approuvé par nous, Professeur de l'Académie de Paris.

TABLE 418 des journées et hausses des Cours.

| Lundis, Mercredis, Vendredis. | Mardis, Jeudis, Samedis. |
|-------------------------------|---|
| 8 heures | M. VALETTE, BEGANT. |
| 8 heures et 1/2 . . . | M. LYON-CARN (mercredi, vendredi). |
| 9 heures et 5/4 . . . | M. COLLET-DE-SANTERRE et DESENTE. |
| 9 heures et 5/4 . . . | M. GAUVAS (mercredi, vendredi). |
| 11 heures et 1/2 . . . | M. DUVERGER. |
| 1 heure | M. BUFFOIR. |
| 1 heure et 1/4 . . . | M. MACHELARD. |
| 2 heures et 1/2 . . . | M. GIDE. |
| | |
| | 8 heures |
| | 8 heures 1/2 |
| | 9 heures et 1/2 . . . |
| | 9 heures et 1/2 . . . |
| | 10 heures et 1/2 . . . |
| | Idem |
| | 10 heures et 5/4 . . . |
| | Midi |
| | 1 heure et 1/4 . . . |
| | 1 heure et 1/2 . . . |
| | |
| | M. BONHIER, BOISTEL. |
| | M. DE VALROGER (mardi, jeudi). |
| | M. GLASSON, CARBONNET. |
| | M. CHAMBEILLAN (mardi, jeudi). |
| | M. LEVYELLE. |
| | M. ACCAGNIS (mardi). |
| | M. CI GIRAUD (mardi, jeudi). |
| | M. VUATRIN, LARIBÉ, CASSIN. |
| | M. RATAUD. |
| | M. GÉHARDIN. |

1875-1876（明治8-9）年度 パリ法学部の教務関係掲示。11月3日（水）より開講。講義担当教授名、時間割などが記されている。（原本は、58×85cm、つまりA1判の大きさ）

明治初期、パリ大学法学部日本人学生の留学記録（一）

——司法省法学校生徒を中心として——

大久保 泰甫

一 パリ法学部生の「学部登録及び学業成績記録カード」

(一) よく知られているように、明治時代の前半期に、西洋式の法学教育を行なつた官立教育機関として、二つの学校が存在した。東京大学法学部と司法省法学校[註1]がこれである。前者では、少なくともその初期、かなりの部分の教育は、イギリス人やアメリカ人によって英語で、英米の大学におけるような内容や方法によつて実施されたといわれているのに對して、後者、とくにその正則科においては、フランス人が教師の主力となり、フランス語により、フランスの言語、文化の教育およびフランス式の法学教育が行なわれた。[註2]この司法省法学校の正則科は、その後、文部省所管の東京法学校へと所管官厅及び名称の変更（明治一七年一二月）を経て、明治一八年には、予科は東京大学予備門に吸收され（同年八月）、本科は東京大学法学部に合併されてその一部分となることにより消滅したが（同九月）、その足跡は、近代日本における法学および法律家の養成の歴

史の上に、決して消し去ることのできない一つの刻印を与えたのであつた。同校正則科出身者こそ、いわゆるフランス法派の中核部隊を形成している。

右の正則科には、第一期生から第三期生までが存在するが、そのうち明治五年入学の、いわゆる第一期生の中から選ばれた成績優秀生徒が合計一〇名、フランスに留学を認められた。木下廣次、井上正一、栗塚省吾、関口豊、熊野敏三、磯部四郎、岡村誠一（以上明治八年出発）、宮城浩蔵、小倉久、岸本辰雄（以上明治九年出発）[註3]の面々がこれである。この一〇名は、まず、そろつてパリ大学法学部に入学（すなわち正式登録）し、法学の勉強を開始した。

(1) ところで、パリのフランス国家文書館（Archives Nationales）には、一八一五年から一九〇五年までの期間にパリ大学法学部に正式登録した学生たちの「学部登録及び学業成績記録カード」（Fiches de scolarité et d'inscription）が、AJ 16 / 1603 ~ 1911[註4]という分類番号のもとに所蔵されている。学生の一人一人について一枚

ずつ作成されたこの厚紙のカードから、その学生の学部登録及び学業・試験内容について、かなり多くの情報を得ることができるが、

その中に、日本人留学生のものも含まれている。この史料を調査した結果発見し得た日本人のカードは、合計一四枚である。その内訳は、右の司法省法学校正則科第一期生の一〇枚のほかに、黒川誠一郎、光田（三田）＝光妙寺三郎、中村孟（はじめ）、西園寺望一郎（公望）の四枚であり、これらの一四名が、一八七三年から七六年までの時期にパリの法学部に正式登録していた事実を確認することができた。（資料1として掲げるのは、その中で、木下廣次と西園寺望一郎のものである。木下廣次は、一八八〇（明治一二）年一月パリ法学部で法学士論文の口頭試問に合格して法学士の称号を取得し、翌年一月一日帰朝した。その後は、周知のように、東京大学法学部教授、帝国大学評議官、第一高等中学校長、文部省専門学務局長等を歴任した後、明治三〇年、初代の京都帝国大学総長に就任している。木下は、留学した司法省法学校生徒の総代のような地位にあつたらしく、司法省から太政官への届書の筆頭にその名前があげられている。他方、西園寺望一郎（公望）の人物については、全く贅言を要しないであろう。）本稿は、右のカードを主たる史料とし、その他の史料をも使用しながら、当時のパリ大学法学部という状況の中にこれら日本人学生を置き、学業の歩みを中心としつつ、山あり谷あり、決して平坦とは言えなかつたかれらの留学生活を跡付けようとするものである。^{〔補注1〕}

二 一八七五年におけるフランスの大学と法学部

（一）まず、右の日本人留学生の学修について具体的に検討する前に、この時期におけるフランスの大学および法学部について、なかんずくパリの法学部に焦点をあてながら、若干前提的なことをのべておきたい。第一に、そもそも一八七五年頃、フランスの大学（すべて国立である）に一体どれ位の学生が在籍したのであろうか。そしてその中で、法学部学生の比重、すなわち他の諸学部との比較において、法学部はどれ位の数的割合をしめていたのだろうか、さらには、フランス全国の大学の中で、パリ大学の重要性（学生数の上での占有率）はどの程度であったのだろうか。これらを取得学位数をも含めてまとめたものが、六ページの第1表である。^{〔注4〕}

第1表から明らかに、一八七五—七六年度におけるフランス全国の大学生総数は、約一万一千人である。（これに、特別有名校、つまりグランゼコールの学生数が加わる。なお、大学の学生数が二万人の大台にのるのは、一八九〇年代である。）このうち、法学校生は五二三九人で、全学生数の四六・七パー^{〔注5〕}セントをしめている。他方、当時合計一一^{〔注6〕}あつたフランスの法学部の中で、パリ法学部は飛びぬけて規模が大きく、法学部学生の全體数の約四五パー^{セント}（二二三三二人）を吸引している。パリの医学部も圧倒的に大きく、さらに種々のグランゼコールや高等研究院、あるいはコレージュ・ド・フランスも首都に置かれていた。学士院も然りである。このように、パリは文化的・学術的に見て、地方とは凡そ隔絶した重

1 料 資

第1表 1875-1876年 フランスの大学における学生数と学位取得数（※）

| 大学の学生数(1875-76年度) | | | 学位授与数(1876-1880) | | |
|-------------------|-------------------------|-------------|------------------------------------|---------------------|-------------------|
| 学部名 | フランス全国の合計数 | パリ大学の占める割合 | 学位のカテゴリー | 年平均取得数 | パリ大学の占める割合 |
| 法学部 | 5,239人 (大学生全体の46.7%) | 45% | 法学得業士 法学士 法学博士 | 101 1,085 177 | 20% 47% 43% |
| 医学部 | 2,629人 | 74% | 医学博士 補助医師資格 | 614 107 | 82% 10% |
| 理学部 | 293人 | 40% | 理学士 理学博士 | 165 20 | 50% 84% |
| 文学部 | 238人 | 13% | 文学士 文学博士 | 155 18 | 29% 78% |
| 薬学部 | 846人 | 84% | 薬学士 (1級および2級) | 443 | 28% |
| 神学部 | 108人 | 5% | 神学士・神学博士 | 14 | 46% |
| 医薬学準備学校 | 1,851人 | — | | | |
| 合計 | 11,204人 | 46(55)% (1) | (1) 地方に設置された医薬学準備学校の学生数を入れなければ、55% | | |
| グランゼコールの学生数 | | | | | |
| エコール・ポリテクニック | 400人 | | エコール・サントラル | | 532人 |
| 土木工学校(ポン・ゼ・ショーテ) | 53人 | | エコール・ノルマル・シュペリユール | | 110人 |
| 鉱山工学校(エコール・デミニュ) | 9人 | | エコール・デ・シャルト | | 46人 |

* George Weisz, *The Emergence of Modern Universities in France, 1863-1914*, Princeton, 1983, p. 22 による。

重要な存在であった。「パリとフランス砂漠」といわれ続けた所以である。これら教育機関・研究機関の大部分は、セーヌ左岸のカルチエ・ラタンに集中していた。パリの法学部は、その規模が大きすぎたため、すでに一八一九年以來、二つのセクションに分けられた。そして、学生はどちらかのセクションに振り分けられ、同じ学科目をそのセクション担当の教授から教えられた。一八七五—七六年度におけるパリ法学部第一学年の学生数は、八四〇人である。学生が具体的にどのようにして振り分けられたのか、明らかではないが、かりにほぼ二等分されたとすると、一つのセクションの人数は、四二〇人である。第一学年では、この多数の学生が、大教室にひしめいていたのである。フランスで一番目に大きいトゥールーズ法学部の第一学年生の数は、二三四人であり、これと比較すれば、パリがいかに突出した存在であったかが、よく理解できるであろう。

(二) 第二に、当時、フランスの大学に正式登録・在籍した外国人留学生の数は、どれ程だったのであろうか。

現代日本の場合を考えればよく分かるように、当時のヨーロッパにおいても、外国人留学生をどれくらい多数集めているかは、その国の大学が国際的に占めている地位を端的に示すシンボル的意味をもつていると、一般に受け止められていた。また他方においては、大学というものが、往々にしてその国の対外政策の一手段と考えられ——つまり、国際政治的あるいは経済的利益を実現するためを利用され——、そのために、留学生の招致ないしは受け入れが重視されたこともまた事実である。さらに、一九世紀後半のヨーロッ

パにおいては、植民地主義的領土拡張競争が、その直接的結果として、植民地や保護領等となった地域から宗主国本邦への留学生の増大をもたらすことにもなった。

さて、近代フランス大学史を研究したアメリカ人ジョージ・ウェイズ (George Weisz) によれば^[注7]、一九世紀の前半においては、パリは、外国人学生のメックカ的存在であり、とくに医学部に在籍する者が多かつた。ところが、一八四八年頃以後、フランスの大学に学ぶ外国人学生の数は、かなり激しく低下した。その理由として、ウェイズは、ドイツが医学および自然科学研究の上で指導的中心国となつたことを挙げている。統計によれば、一八五五—一八六五年の一〇年間に、フランスにおいて、後にのべるバカラレア免除の措置を受けた外国人は、わずかに八四三人にとどまつてゐる。そして、その内訳を見ると、トルコ人、ギリシャ人、およびポーランド人難民が多数を占めており、西ヨーロッパからの留学生は、少数である。更にウェイズの推定では、一八七〇年代に、フランスの大学に正式登録した外国人学生の総数は、年平均して五〇〇人以下である。これに対して、同じ時期に、ドイツの諸大学においては、一八六〇年に七五三人、一八八〇年には一一二九人にのぼつてゐる。つまり、この問題にかんして、ドイツの大学が、一九世紀中期以後、優位に立つたことは明白であろう。

三 法学部への正式登録

(一) もと、話を日本人留学生に戻すが、すでに名前をあげた一四名について、まず最初に問題となるのは、法学部への正式登録を認めてもらうことである。そのためには、仏国文部大臣（正確には公教育・宗教・美術大臣）による特別の法学部への登録許可が必要であった。この許可書を得たあとで初めて、日本人留学生たちは、パリ大学法学部に正式登録を行なうことができたのである。その日付を一覧表にすると、八ページの第2—(1) 表のようになる。以下この表を前提としながら、学部への正式登録の問題を、もう少し詳しく説明しよう。

(二) 復古王制時代の王令によれば、「一八二一年一月一日以降は、何人も文科得業士 (bachelier ès lettres) の称号を取得しない限り、法学部および医学部において、第一回の登録をすることを許可されない」と、および、一八二三年一月一日以降は、理科得業士 (bachelier ès sciences) の称号を取得しなければ、医学部への登録を許可されないことが、規定された。^[注8] 一般的に「バカラレア」（文科得業士の称号）がなければ大学に入学できない、といわれたのは、このことを指している。その後、七月王制時代に入り、一八三六年になると、右の原則は、更に拡大された。すなわち、第一に、文科得業士の免状がなければ、すべての学部（法・医両学部以外の学部を含めて）で第一回の登録をすることは許可されないと、第二に、一八三七年以降は、理科得業士の免状がなければ、医学部の第一回試験を受験することができないと、の二点が王令によつて定められた。

第2—(1)表 パリ法学部への登録許可及び第1回登録の日付

| | 氏名 (登録許可日付順・ABC順) | 文部大臣によるパリ大学法学部への登録許可の日付 | 第1回登録の日付 |
|------------------------|--|--|--|
| 藩(県)費留学生 | 黒川誠一郎 (KOUROKAWA Seitilo) | 1873年2月20日 | 1873年3月12日 |
| | 光田(三田)・光妙寺三郎 (MITSUDA-COMEUJI Sabro) 中村 孟 (NAKAMOURA Hajime) | 75年 1月14日 75年 1月14日 | 75年 1月26日 75年 1月27日 |
| 明治8(1875)年 司法省派遣留学生 | 井上正一 (INO-OUET Seiiti) 磯部四郎 (ISSOBE Siro) 木下廣次 (KINOSHITA Sirogi) 熊野敏三 (KOUMANO Binezo) 栗塚省吾 (CRIZUKA Seigo) 岡村誠一 (OKAMOURA Seiiti) 関口 豊 (SEKIGOUTI Yutaka) | 75年11月 3日 75年11月 3日 75年11月 3日 75年11月 3日 75年11月 3日 75年11月 3日 75年11月 3日 75年11月 3日 | 75年11月 5日 75年11月 5日 75年11月 5日 75年11月 5日 75年11月 5日 75年11月 5日 75年11月 5日 75年11月 5日 |
| 官費留学生(当初) | 西園寺望一郎(公望) (SAIONZI Boitiro) | 75年11月10日 | 75年11月 6日 |
| 明治9(1876)年 司法省派遣留学生 | 岸本辰雄 (KISHIMOTO Tatz-you) 宮城浩蔵 (MYAKI Kauzô) 小倉 久 (OGOURA Hissashi) | 76年11月11日 76年11月11日 76年11月11日 | 76年11月15日 76年11月15日 76年11月15日 |

参考

| 私費留学生 | 富井政章 (TOMII Massa-Akira) | リヨン大学 1877年 月 日 | 77年 月 日 |
|-------|-----------------------------|--------------------|---------|
| | | | |

しかしながら、この制度では種々の不都合を生ずる。とくに、文科バカロレア(文科得業士)をもたない外国人学生は、フランスの学部に入学する途を完全に閉ざされてしまうことになるが、それでは適当ではないので、一八四〇年より、外国人に対する救済措置として、いわゆる同等学力認定制度(*équivalences*)とこうものが設けられた^[註四]ことになった。

この制度によれば、大学の学部への正式登録を希望する外国人は、「自分の国において(学部に)入学の際に要求される学業及び試験成績証明書、またはその他の証書(les certificats d'études et d'examens ou autres actes exigés dans leur propre pays)を提出すべきもの」とされた。そして、これらの書類は、入学許可申請書とともに、当該学部から、その学部が属する大学区総長(Recteur de l'Académie)を経て、文部大臣(文部省)の手に送付され、同省で、これらの書類に基づいて、文部省の書類に記載される。

2

| | | |
|---|--|---|
| MINISTÈRE DE L'INSTRUCTION PUBLIQUE, DES BEAUX-ARTS et des MUSÉES | BUREAU DU MINISTRE | MINISTÈRE DE L'INSTRUCTION PUBLIQUE, DES BEAUX-ARTS et des MUSÉES |
| PARIS, le 1 ^{er} juillet 1895. | PARIS, le 1 ^{er} juillet 1895. | PARIS, le 1 ^{er} juillet 1895. |
| <i>[Signature]</i> | <i>[Signature]</i> | <i>[Signature]</i> |
| Ministère de l'Instruction publique et des Beaux-Arts. | Ministère de l'Instruction publique et des Beaux-Arts. | Ministère de l'Instruction publique et des Beaux-Arts. |
| Monseigneur l'Évêque, je vous informe que | Monseigneur l'Évêque, je vous informe que | Monseigneur l'Évêque, je vous informe que |
| vous avez été nommé à la charge de l'Instruction publique et des Beaux-Arts. | vous avez été nommé à la charge de l'Instruction publique et des Beaux-Arts. | vous avez été nommé à la charge de l'Instruction publique et des Beaux-Arts. |
| Le présent arrêté est en date du 1 ^{er} juillet 1895. | Le présent arrêté est en date du 1 ^{er} juillet 1895. | Le présent arrêté est en date du 1 ^{er} juillet 1895. |
| Il vous prie de faire cette démission à M. le Directeur | Il vous prie de faire cette démission à M. le Directeur | Il vous prie de faire cette démission à M. le Directeur |
| et une pétition au | et une pétition au | et une pétition au |
| Ministre de l'Instruction publique et des Beaux-Arts. | Ministre de l'Instruction publique et des Beaux-Arts. | Ministre de l'Instruction publique et des Beaux-Arts. |
| Recevez, Monsieur le Recteur, l'autorisation de ma considération très- | Recevez, Monsieur le Recteur, l'autorisation de ma considération très- | Recevez, Monsieur le Recteur, l'autorisation de ma considération très- |
| distingue. | distingue. | distingue. |
| Le Ministre de l'Instruction publique, des Cultes | Le Ministre de l'Instruction publique, des Cultes | Le Ministre de l'Instruction publique, des Cultes |
| et des Beaux-Arts, | et des Beaux-Arts, | et des Beaux-Arts, |
| <i>[Signature]</i> | <i>[Signature]</i> | <i>[Signature]</i> |
| Ministère de l'Instruction publique et des Beaux-Arts. | Ministère de l'Instruction publique et des Beaux-Arts. | Ministère de l'Instruction publique et des Beaux-Arts. |

明治 8 年派遣の 7 名の司法省留学生に対するパリ大学法学部への登録許可決定書
(1875年11月3日付) 文部大臣 (H. Wallon) の署名がある (AJ16 / 345A)

て同等学力の審査が行なわれ、その上で、受理の可否が決定されることになっていた。

(三) 第三共和制の初期において、この制度が実際にどのように運用されていたのか明らかではないが、明治初期の一四名の日本人留学生たちも、入学許可申請書のはかに、おそらく何らかの学業修了証明書ないしバカラレア適格証明書に類するものを添付して、同等学力の認定を求めたのではないか、と推測される。とくに、司法省派遣留学生たちは、同省法学校のフランス人教師たちが作成し、司法卿が認証した何らかの証明書を、日本から携行し提出したのではないかと考えられる（しかし、確証する資料はまだ発見できていない）。

しかしながら、日本人留学生たちが法学部への正式登録を許可された理由としては、純粹な学力認定ばかりではなく、多分それ以上に、対日外交政策上の考慮が働いていたことを指摘しなければならないであろう。この点は、とくに司法省法学校生徒の場合にあてはまる。少壯の弁護士ブスケに続いて、パリ法学部の助教授（アグレジエ）ボワソナードが日本に派遣されていたこと、また日本政府が、フランス法的な法典編纂と法学教育を推進する政策を採用していたこと、そして更に、すでに司法省明法寮に法学校が設置されていたこと、などを視野に入れれば、この法学校で学んだ学生たちの法学部への登録を許可することは、自然の成り行きであり、もし許可しなかつたとすれば、その方がむしろ適切な判断ではない、と評言しなければならないであろう。^{〔補注2〕}

この点を裏側から示唆するのは、西園寺望一郎（公望）の場合である。一八七六（明治九）年一月一〇日付橋本実業宛書簡を見てみよう。西園寺は、九ページの資料²に見られるように、前年の一一月一〇日付で、首尾よく文部大臣による法学部登録許可を得ることができた。これは、司法省派遣留学生たちに対する登録許可の日付のちょうど七日後にある。かれは、一八七一年三月のパリ到着以来、実に四年七ヵ月以上の期間を、その正確な足取りはよくわからぬが、恐らく、イスのジュネーヴや南仏のマルセイユで生活を送り、再びパリに落着き私塾等で過ごす、という経過を経た後、ようやく正式にフランス国立の法学部に入学できたのであつたが、この書簡の中で、そのよろこびを、次のように報知している。

「又説望一郎昨冬吾公使館よりの掛合を得て、仏国文部卿の許可を得、則法學生タルヲ得タリ。雖然此夏之驗試ハ甚難を以て如何と苦心仕候。立派に及第スルヲ得ハ亦幸ニ御座候」（傍点引用者）。

この書簡から浮かび上がつてくるのは、在パリの日本公使（鮫島尚信）が、フランス文部省に対して、日本人留学生の正式登録の大臣許可を獲得するために強く働きかけを行なつてゐる姿である。同じことは、司法省派遣留学生についても言うことができる——といふよりも、むしろ日本公使は、まずこれらの生徒を法学部に入学させるためにこそ、力を入れたに違ひないのである。表現は悪いが、西園寺のケースは、司法省法学校生徒にいわば便乗するような形で、大臣の登録許可を手に入れることができたのではないか、と推測される。一八七五年度、パリ法学部が公表した日程によると、この年

度の第一回登録の登録簿は、一〇月二〇日（水曜日）に記入受付を開始し、一一月六日（土曜日）の午後三時に締め切ることになつていた（口絵のポスターを参照）。西園寺の場合、登録許可書の日付が一月一〇日であるのに對して、第一回登録の日付の方は、学業カードに一月六日、と記録されている（資料1・2参照）。つまり、通常の場合とは順序が逆転して、文部大臣の登録許可を得る前に、すでに第一回登録を済ませてしまつてゐることになる。第一回登録の日付が、受付最終日の六日となつてゐるのは、公表した日程との関係で、後で辻褄を合わせたのかもしれないが、西園寺のケースは、かなり政治的な決定だつたのではないかと思わせるものがある、と言わなければならないであろう。

(四) 最後に、西園寺および明治八年派遣の司法省法学校生徒（七名）以外の日本人学生の学部登録問題について一言しておきたい。まず、明治九年に追加して留学を認められた三名の司法省生徒については、すでに前年の先例が存在していたので、問題なくスマーズに正式登録が許可されたものと考えられる。これに対しても、明治八年以前の三名については、一体どのような事情で、法学部への登録が認められたのであろうか。

まず、調査した限りで一番早く、一八七三（明治六）年一月二〇日に登録を許可されている黒川誠一郎^[注12]の場合には、その直前の時期に、有名な岩倉使節団が、フランスを訪問していたことと無関係ではないように思われる。使節一行は、七二年一二月二六日に、パリで大統領チエルに謁見し、翌年一月一日には、新年祝賀のためヴェ

ルサイユ宮殿に赴いている。このようにして、二月一七日まで、一行はフランスに滞在した。そしてこの時期には、司法大輔佐佐木高行のほか、河野敏鎌、鶴田皓、岸良兼養らの司法省官吏もパリに滞在していた。黒川が文科バカラア証書の提出を免除された二月二〇日は、その直後である。免除の交渉やその手続きが開始されたのは、当然それ以前にさかのぼるから、丁度、使節らの滞在時期と重なつてゐる。確証はないが、黒川のケースは、フランス側が外交上の考慮から、一名の日本人に、法学部への正式登録を認めたものではないか、と推測される。

それでは、光田（三田）＝光妙寺三郎と中村孟の場合は、どうか。この二名は、一八七五年一月一二日付で文部大臣の正式登録許可を獲得しているが、その詳しいきさつは、今までのところ不明である。ただ光田（三田）＝光妙寺の場合は、最初の留学先はベルギーであつたようである。右の岩倉使節団訪仏の時期における「木戸孝允日記」の記事を検討すると、明治五年一月二六日（旧暦、西暦では一八七二年一二月二六日、つまり大統領に謁見した当日である）の条に、「晴飯田吉次郎光田三郎柏村庸之允來訪「後略」」とあり、更に「飯田は蘭光田柏村は白に留学せり」と見える。^[注13] 光田（三田）＝光妙寺三郎は、長州出身であるから、郷里の最高政治指導者に挨拶するため、木戸を訪問したものであろう。もしかすると、光田（三田）＝光妙寺はベルギーで、何らかの学校で学び、その修業証明書を得たのかも知れない。広島出身の中村孟については、今後の調査が課題である。

四 法学部の教育課程、教育科目、試験科目

(一) 初めに総説的なことを述べたい。近代フランスの法学部（当初の名称は法学校であった）は、周知のように、一八〇四年ナポレオン——正確には、まだ皇帝即位以前であるから第一統領ボナパルト——が創設したものであり、それは民法典（皇帝即位後、一八〇七年に、公式名称はナポレオン法典となる）の完成及び施行と対応し、連動したものであった。その教育目的は、第一義的に実務法律家（司法官、弁護士、代訴士）を養成することにあり、徹底した実用的専門学校主義を旨とするものであった。具体的教育内容は、民法典およびローマ法（ローマ法は、民法典の体系化及びその解釈の学問的基礎をなしている）の二科目を中心とするとともに、国家が独占的に授与する学位をもつて、実務法律家として任官する（司法官の場合）、あるいは業務を営む（弁護士および代訴士の場合）ための必須要件とした。このため、法令によつて、カリキュラム等教育のプログラムが、統一的に、細部に至るまで過剰なまでに綿密に規定され、また学科目については、厳格な必修制が採用されていた。徹底した中央集権主義と国家主義の一元化が、その特徴であつて、ベルリン大学に象徴されるファンボルト的な大学の自由の理念（教授の自由、学習の自由、転学の自由）は、ナポレオンのつくったフランスの大学（学部）制度のアンチ・テーゼであったと把握しうるのである。フランスの法学部は Faculté（学部）という言葉を使用してはいるが、その実体は専門学校（Ecole professionnelle）——

つまり、法学校——であった。学問研究の中心的存在となる」と、視野狭窄に陥らない普遍主義的かつ総合的（百科全書的）発想に立つこと、学習の上で学生に自由な選択を許すこと、フランスの大学がこのような方向へ発展していくこうとするとき、ナポレオン的な制度が牆壁として立ち塞がり続けたことは、これまでにくり返し指摘してきた。

このようにして、一九世紀の経過のうちに、法学部のカリキュラムは、その細目においてはかなり頻繁に改革が行なわれるが、一八〇年代に至るまで、根幹部分については変革されることはなかつた。つまり、教育科目も試験科目も、民法典とローマ法が、引き続きその中心を形成していたということである。（別言すれば、医学や理工科系の学問ばかりではなく、法学の部門においても、その主導的地位は、一九世紀初頭以来、ドイツに奪われていたのであつたが、フランスにおける本格的な法学教育改革の歩みは、遅々たるものだつたのである。）

(二) それでは、一八七五年頃、フランスの法学部における教育課程、教育科目、試験科目及びその内容は、具体的にどのようなものであったのか。この問題については、司法省法学校において実質的に指導教師の地位にあつたボワソナードが、一八七六（明治九）年一月二六日付で、司法省に回答した答議が残されている。すでにこの時期、司法卿大木喬任は、太政官から、法学校の正則科第二期生一〇〇名の募集許可を得ており、その修業年数をはじめ具体的な教育課程の検討に取り組んでいた頃であったから、右の答議は、その

参考に供されたものである、と推測される。^[註14]

「ボワソナードは、一八七二年まで、パリの法学部のスタッフとして実際に法学教育に携わってきていたから、この答議の内容には相当の信憑性があると考えてよいであろう。法令に規定された所と比較すると、若干異なる部分があるが、ここでは、主として右の答議に基づいて、フランスの法学部の教育課程、教育科目、試験科目等をのべれば、つきのようである。

法学部への登録及び登録料の納入

法学部の学位取得を希望する者は、まず、(1) 出生証書の謄本、および(2) 文科バカロレアの学位記 (diplôme) または同学位合格証明書 (certificat d'admission à ce grade) を提出するとともに、法学部に備置された登録簿 (registre) に、自らその氏名、年齢と生年月日、出生地等を記入し (正式登録)、その上で、当該学部の授業を受けなければならない。毎回必ず講義に出席する法的義務はない (欠席しても失格とはならない) が、少なくとも三ヶ月毎に一度、事務部 (Secretariat) に自ら出頭して、登録簿に記名し、その都度、その期間の登録料 (授業料) を支払わなければならない。(以上が学位取得の前提条件。)

修学年数と試験制度

法学得業士の学位を取得するためには、二回の試験 (examens) を受けなければならない。第一回試験は一年間受講した後、また第二

回試験は一年間受講した後でなければ、受験することができない (試験はすべて口述による)。

法学士の学位を取得するためには、その上に更に二回の試験を受け、最後に学士論文を提出し (口頭試問を含む)、合格しなければならない。これらの試験と論文は、第三学年の途中から受験可能で、その年度末までに分けて受験することができる。もともと、これは最短の場合であって、通常、学生は自分の学力がほぼ十分であると判断した後に、つまり時期を遅らせて、受験することができる。不合格者は三ヶ月経過後でなければ、再受験が認められない。

法学博士の学位を取得するためには、以上に加えて、更に二回の試験に合格し、最後に博士論文を提出し (口頭試問を含む)、これに合格しなければならない。最少限必要な年数は一年間であるが、実際には、常に一年半ないし二年、あるいはそれ以上の期間を必要とする。

試験科目

・法学得業士

第一回試験

ローマ法

ユストゥス帝「法学提要」の前半

民法典

序章、第一編及び第二編 (第一条より第七
一〇条まで)

第一回試験

| | |
|--------------------|---|
| 民法典 | 第三編中、第七一一条より第一二二八六条まで、及び第二二一一九条より第二二二八一条まで |
| 民事訴訟法典 | 第四八条より第五一六条まで |
| 治罪法典 | 約三〇〇条、この法典中の各部から抜粋する |
| 刑法典 | 第一条より第七四条まで、及び第四六三條 |
| ・法学者 | 第一回試験 |
| ローマ法 | ユ帝「法学提要」の後半 |
| 第二回試験 | 第三編中、第一三八七条より第二二二一八条まで |
| 民法典 | 商法典 |
| | 全部 |
| ・法学者 | 行政法 |
| 第一回試験 | 法学士学位論文試験 |
| ローマ法 | ローマ法の一題目についてラテン語で論文を書く |
| 民法典または民法典以外のフランス法 | 民法典または民法典以外のフランス法から一題目を抽せん |
| で決定し、フランス語で論文を作成する | |
| ・法学者 | (II) 以上が、当時の法学部における教育と試験の内容であるが、(II)で、日本人留学生が得た学業成績の結果について、一つだけ、結論を先取りしてのべておきたい。パリの法学部で、法学得業士、法学士の学位を取得した後、更に法学博士課程に進み、同課程の二回にわたる試験に及第し、その後博士論文を提出し、口頭試問に合格し、法学博士号を取得したのは、熊野敏三ただひとりだけである。(ただし、もう一人、井上正一は、博士課程でディジョンの法学部に転学し、熊野より早く一八八一年に法学博士の学位を得た。)最近、熊野敏三の学位記原本の所有者に邂逅し、その写真を提供して頂くことができた。本誌巻頭の口絵に掲げたものがそれである。パ |
| 第一回試験 | 民法典の全部 |

ローマ法及びトゥーナス法の歴史 (Histoire du droit romain et du droit français)

フランス慣習法 (Droit coutumier)

法学博士学位論文試験

ローマ法及びフランス法のそれぞれ一つの題目について、広汎詳細な論文を作成する。ただし、論文題目は、受験者が自ら選択し、論文を完成した上、学部長に提出してその「認許」を受ける (approbation du doyen)。その後、口頭試問 (soutenance) を受験する。(ボワソナードは、博士論文のローマ法の部分はフランス語を用いて作成する、と述べているが、実際には、ラテン語を使用することを妨げるものではなかつたようである。)

(III) 以上が、当時の法学部における教育と試験の内容であるが、(II)で、日本人留学生が得た学業成績の結果について、一つだけ、結論を先取りしてのべておきたい。パリの法学部で、法学得業士、法学士の学位を取得した後、更に法学博士課程に進み、同課程の二回にわたる試験に及第し、その後博士論文を提出し、口頭試問に合格し、法学博士号を取得したのは、熊野敏三ただひとりだけである。

(ただし、もう一人、井上正一は、博士課程でディジョンの法学部に転学し、熊野より早く一八八一年に法学博士の学位を得た。) 最近、熊野敏三の学位記原本の所有者に邂逅し、その写真を提供して頂くことができた。本誌巻頭の口絵に掲げたものがそれである。パ

リの法学部において、日本人が取得した最初の法学博士の証書であろうと思われる。（一八八三年七月二七日博士論文の口頭試問合格、法学博士の学位記の作成日付は、同年一二月三一日となつてゐる。）かれは、一八五五（安政元）年一二月の生まれであるから、博士号を取得したとき、満二七歳五ヶ月、フランス滞在は、すでに八年に及ぼうとしていた。

注

- (1) 「法学校」という名称が、司法省の職制にあらわれるのは、明治十年一月十二日・司法省達で学校課の職掌を定めた際『法学校ヲ紹提シ及生徒ヲ監督ス』とあるのが、初見である。それまでは、明法寮学校、明法寮法学校（あるいは法律学校）、司法省法学校（あるいは法律学校）といふ正式な名称はなく、ただ学生が、明法寮生徒、司法省法学生徒、司法省員外出仕（速成科）などと呼ばれていたにすぎない」（手塚豊「司法省法学校小史」同『明治法学教育史の研究』慶應通信、一九八八年、六頁、初出「法学研究」（慶應義塾大学法学研究会）四〇巻六、七、一一号、一九六七年）。本稿においても、右の論文と同じく、「便宜上、全期間を通ずる意味でも、そしてまた、ある時点において学校そのものを呼ぶ場合にも、『司法省法学校』あるいは『法学校』という名称を用」（同上）いふこととする。

司法省法学校については、公式に編纂された校史は存在せず、手塚博士の右の論文が、最も正確で詳細な歴史記述として、正史にかわる地位をしめている。因みに、同論文は、『東京帝国大学五十年史』編纂の際蒐集された史料の一部分をなすところの、いわゆる「学校係書類」を一つの中心的史料として書かれている（『学校係書類』は、現在は、東京大学附属図書館所蔵の「五十年史料」中に含まれている）。

(2) これに対して、ドイツ法の導入は遅れた。明治の早い時期に、ドイツ法に着目した者は稀であったが、その一人は、駐独公使の青木周藏であつた。かれは明治一二年一月三〇日付の司法大輔山田顯義宛書簡の中で、条約改正との関連で法典を整備する必要があることを強調しつつ、法学教育について、大学の法学部を「頗ル廣大之専門校」とし、ドイツ人教師によつて英語を用いて、「所謂本然タル法律原理（即古羅馬之法律原理ヲ云々）」（これは当時のドイツ法の主流であったパンデクテン法学の意味であると解される）を教えることを主張して、つぎのように述べている。

「[前略] 依然迷憤習居候而ハ所謂歐洲之音樂仲間ニ加入する日途ハ無

明治八年七月七日 司法卿大木喬任
三條太政大臣殿

| | |
|-------|------|
| 白川縣士族 | 木下廣次 |
| 山口縣士族 | 井上正一 |
| 教賀縣士族 | 栗塙省吾 |
| 磐前縣士族 | 関口 豊 |
| 山口縣士族 | 熊野敏三 |
| 新川縣士族 | 磯部四郎 |

右

(〔公文錄〕明治八年七月、司法省之部「配架番号 2A-9. [公] 1628」) その後同年八月、岡村誠一(大上縣士族)が、追加して留学を申し付けられた。(しかし、岡村は、翌年一〇月にパリで死亡した。) それから更に、明治九年八月、宮城浩蔵など二名のフランス留学が決まった。

(4) George Weisz, *The Emergence of Modern Universities in France, 1863-1914*, Princeton, 1983, p.22 による。Weiszが、この年代にレト主として利用した統計資料は、*Statistique de l'enseignement supérieur (1878-1888)*. *Enseignement, Examens, Grades, Recettes et Dépenses*, Paris, Imprimerie Nationale, 1889である。

(5) カナイスは法学部生の合計数五二三九人の中に、法学得業士、法学士、磨死に提出した「獨逸國へ転國ノ願書」の日付は、明治一二二年五月一日、これが認められてベルリンに到着したのは翌年三月四日、ベルリン大学法学部に正式登録したのは四月一四日(以後、「聽講生」となる)である(穂積重行『明治一法学者の出発――穂積陳重をめぐって』岩波書店、一九八八年、一一三頁以下参照)。

(3) 明治八年にまず留学が決定したのは、左の史料の通り、六名である。

他方、入江(穂積)陳重が、留学先のロンドンから文部大輔田中不二一倚り英語ヲ以講習せしむベシ、「後略」(日本大学大学史編纂室編「宮内庁書陵部藏筆写本 山田伯爵家文書・二」、一九九一年、八三頁)。青木は、これは自分の「年來之一持論」であり、すでに「要旨ハ明治二年間前佐々木司法大輔へも申含め、且扇洲えハ歸朝前縷々申傳置候處、今回重而九鬼大書記官之口頭を假り盟兄へ縷述セシム」るものである、とのべている(同上、八四頁)。しかしこの提案は、実際には採用されなかつた。

法學生徒之内佛國留学申付候御届
當省法學生徒之内六名為法律學修業佛蘭西國留学申付度旨兼テ伺置候
処別紙六名一昨五日申付候條此段御届申進候也

ボレオンの没落によつて、トリノ、ブリュッセル、コーブレンツはフランス領土外となり消滅した。また、ストラスブルは、一八七〇年、普法戦争の敗北により、アルサス地方が占領され、廃校となつた。これに對して、ナンシー（一八六四年）・ドゥエ（一八六年）・ボルジー（一八七〇年）、リヨン（一八七五年）に新たに法学部が設置された。なお、植民地となりたトルジニアにてトルジニア法学校（Ecole préparatoire à l'enseignement du droit à Alger 法学得業士課程のみ）が設置された。一八七九年のことである。

(7) Weisz, op.cit., p. 252-253.

(8) ドトードル・ド・ボーチャム A. de Beauchamp, Recueil des lois et règlements sur l'enseignement supérieur, t. 1-4, Paris, 1880-1889 によれば、本文によるとた王室より、ordonnance du 5 juillet 1820 concerning les Facultés de droit et de médecine, Art. 1er によつて。

(9) Ordinance du 9 août 1836, qui détermine les grades exigés pour pouvoir prendre des inscriptions dans les Facultés de droit et de médecine, Art. 1 et 2.

(10) Arrêté du 24 juillet 1840 relatif aux étrangers qui désirent suivre les cours des Facultés. 久の文部大臣より、Arrêté du 25 juin 1841 concernant les demandes des étrangers qui désirent suivre les cours d'une Faculté française によつて、手続が修正された。

(11) 立命館大学編『西園寺公望傳・別巻一』 沢波書店、一九九六年、1111 | 頁。

(12) 黒川誠一郎によつては、明治六年に仏国留学生總代であった入江文郎の自筆資料中に、県費留学生であつて、石川県出身、仏国着千八百六十九年四月、「巴里法律大学校」に在学、「學費八百四十ドル」と云う記述がある（藤田東一郎「入江文郎に関する研究」、「日本學士院紀要」六卷一号（一九四八年）、109頁）。

かれは、加賀藩の名高い蘭医黒川良安の子であり、漢籍や仏語の初步を学んでいたが、「明治元年〔加賀〕藩の軍艦奉行稻葉助五郎・私に學生神戸清右衛門・不破與四郎・黒川誠一郎・馬島健吉四人を率いて歐洲に

航」した（〔石川縣史・第參編〕一九一九年、二二六二頁）といふがこれ

へ、渡仏したようである。

(13) 日本史籍協会編『木戸孝允日記・1』 東京大学出版会、再版一九六七年、二九六一-二九七頁。なお、木戸ひば、その後ベルギーに移動するが、光田三郎は、使節の同國滞在中も、一一回にわたり、木戸を訪ねている。当時、留学生の整理と日本への召還が現実の問題となつていたから、光田（三郎）=光妙寺の訪問は、ヨーロッパへの残留運動の意味合いもあつたのかも知れない。

(14) 東京大学附属図書館所蔵「東京大学五十年史料」のうち、「四八、[司法省法学校] 試験点数書類、四、明治九年召集新生徒試験書類 法学課」中にあり、司法省一二三行野紙に書かれてゐる。以下に全文を掲げる（なお「はカム、此はトキと直し、二行に細字で書かれてゐる部分はカムの中に入れた）。

バッカラーゼー、エス、レットル及法科二等
〔リサンス
ドクトラー〕
楷級ヲ得シカ為メ要スル所ノ學業科由書

○第一 バッカラーゼー、エス、レットル

〔省略〕

○第一 法科等級
ジプローム即チ法科等級ヲ望ム者ハ「ファキユルテー、ド、ドロバー」（校名）ノ簿帳ニ於テ其名ヲ記入セシメ該校ノ授業ヲ受クルコトヲ要ス但シ各教課毎ニ必ス出席スルコトヲ要セサレトモ少クトモ毎三月ニ一度書記局ニ出テ名簿ニ記名シ及四十「フランク」ノ税金ヲ拂ハサルヲ得サルベシ

○試験法

バツシユリエー、アン、ドロハー」ノ等級ヲ受ケンニハ二度ノ試験ヲ

受クルコトヲ要ス第一試ハ受業後一年第二試ハ受業後二年ニ至ラサレハ
之ヲ受クルコトヲ得ヘカラズ

リサンシェー、アン、ドロハー」ノ等級ヲ受ケンニハ更ニ又タ二試業ト
一試問ヲ受クルコトヲ要ス但シ此ノ三試験（二試業及一試問ヲ云フ）ハ

受業後第三年中其年末迄ニ之ヲ分課スヘシ此ノ試験ヲ受クル者ハ恒ニ其
学力ノ大抵ニ十分スルヲ待テ出ルコトヲ得ヘシ

但シ試験ニテ省カレタル者ハ更ニ又タ三ヶ月毎ニ出ルコトヲ得ヘシ
ドクテウル、アン、ドロハー」ノ等級ヲ受ケンニハ更ニ又タ二試験ト一
試問ヲ受クルコトヲ要ス受業期年ノ最少数ハ一年トストレトモ其实ハ恒ニ
十八ヶ月乃至二年ヲ要スルモノトス

右ニ記列セシ種々ノ試験ノ科目ヲ掲示スルコト左ノ如シ

○バツカローレアー、アン、ドロハー

初年第一試

羅馬法律書

デュスチニアン帝制法前一半

佛蘭西法律書

デュスチニアン帝制法前一半

佛蘭西法律書

デュスチニアン帝制法前一半

佛蘭西法律書

民法第一期三分ノ一（第一卷及第二卷第一条ヨリ第七百十一条ニ
至ル）

佛蘭西法律書

民法第一期三分ノ一（第三卷第七百十一条ヨリ第千三百八十六条
及第二千二百十九条ヨリ第二千二百八十一

訴訟法

（凡ソ三百條但シ該法中各部ヨリ抜推スヘシ）

治罪法

（第一条ヨリ第七十四条ニ至ル及第四百六十三条）

○リサンス

以上

第三年第一試

羅馬法律書

デュスチニアン帝制法後一半

第二試

佛蘭西法律書

民法第三期三分ノ一（第千三百八十七条ヨリ第二千二百十八条ニ
至ル）

商法全部

政法

試問

羅馬法律書ノ一問題ニ付其羅典語ニテ其論説ヲ書キ綴ルコト

佛蘭西民法ノ一問題及其他佛蘭西法律ノ問題ニ付佛語ニテ其論説ヲ
書綴ルコト

但シ他ノ佛蘭西法律ノ問題ハ抽籤ノ法ヲ以テ之ヲ定ムヘシ

試問

ドクトラー、アン、ドロハー

第四年第一試

デュスチニアン帝制法全部并ニ他ノ羅馬法

第二試

民法全部

羅馬及佛蘭西公法史

佛蘭西私法史

試問

羅馬及佛蘭西法律書ノ一ノ條箇ニ付廣ク且ツ精密ニ之ヲ書綴ルコ
ト

但シ其條箇ハ試問ヲ受クル者之ヲ撰ミ「ドハイエー」（官名）ノ
認許ヲ受クヘシ

羅馬法ノ條箇ハ此ノ所ニテハ佛語ヲ以テ書綴ルヘシ

右 千八百七十六年一月廿六日東京ニ於テ

ボワソナード 花押

補注

- (1) 本文にのべたカードを使用して書かれたこれまでの研究としては、管見の限りで、つぎの三本がある。大久保泰甫「岸本辰雄の留学生括——」、パリ法科大学の学籍カードを通して——、「明治大学史紀要」四号（一九八四年）、立命館大学編『西園寺公望傳・第一巻』岩波書店、一九九〇年（とくに、第五章第三節および第六章第二節、執筆者は、岩井忠熊および後藤靖）、鈴木良「西園寺公望とフランス」、後藤靖編『近代日本社会と思想』吉川弘文館、一九九一年所収。とくに最後の鈴木論文には、二枚のカードに基づいて作成した表が掲げられている（同論文一〇四—一〇五頁）。
- (2) 本稿脱稿後、司法省派遣の留学生が、パリの法学部への正式登録許可を取得すべき問題について、ボワソナードが、最初から積極的にかかわり、フランス側に働きかけを行なつてゐるに違いないことを示す史料が存在するのに、気が付いた。それは、明治八年五月九日付の司法卿大木喬任から太政官への伺であり、つぎのような内容である。なお、前注(3) 所引の同年七月七日付御届を参照。

生徒佛國へ留学ノ儀ニ付伺

當省明法寮ニ於テ明治五年七月中伺ノ上佛蘭西法律学生徒取立置候處追々学科進業佛蘭西大学校ノ課業ニ相耐可申ニ付上達ノ者六名ヲ精選シ佛蘭西本國へ留学被仰付同國大学校ニ於テ修學為致實地裁判ノ景況ヲモ熟知為致候ヘハ成業帰朝ノ上ハ本邦法科ノ基礎ニ相成從來内外人裁判ノ御用ニモ屹ト可相立存候間先以三ヶ年ノ目途ヲ以テ留学被仰付度尤モ入費ノ儀ハ定額中ヨリ仕拂可申積右御許容相成ニ於テハ教師ボワソナードヨリ申出ノ趣モ有之前以佛國文部卿大学校教官ヘモ

夫々依頼ノ手続仕苦ニ付至急御評決相成度此段相伺候也（後略、傍点引
用者）

（「公文錄」明治十一年一月一月、司法省之部 [2A-10-[公] 2349] 所
収の「佛國留学生帰朝延期伺」の参照文書より引用。なお、この史料
は、手塚前掲書「四四一四五頁にも掲げられているが、字句が若干異
なつてゐる。）

要するに、すでに留学生の渡仏以前の時期に、ボワソナードからフ
ランスの文部大臣、ならびにパリ法学院の学部長や教授たちに対し、
前以つて「依頼ノ手続」をする手筈になつてゐる、というのである。
この「依頼」というのは、まず第一に、学部登録の許可の依頼である
と解して間違いないであろう。（しかしボワソナードの働きかけは、あ
くまで非公式的なものであるから、やはり日本政府の代表者たる駐仏
公使の公式要請が必要とされたと思われる。）

更に、登録許可の問題を超えて、そもそも司法卿大木喬任が司法省
法学院生徒のうち優秀な者をフランスへ留学させることを決定した背
後には、ボワソナードの大さな影があり、かれがこれを強く助言し後
押しし、そして終始様々の便宜を図つたことは疑いない。それは、日
本における自分の教育上の業績をフランス側に知らせるという意味に
おいて、ボワソナード自身の利害にも合致していた。

（以下次号）

（おおくば やすお 名古屋大学法学院教授）